

林業事業体等から事前に寄せられたご意見・ご質問に対する回答

1. 当局管内で発注する造林・生産事業における発注時期、工期、事業量、その他発注に関するご意見・ご要望等。(立木販売公売を含む)

(1) コンテナ苗の使用数量を増加してほしい。

植付現場での保管の扱いが容易、植付作業に熟練を要しない、植付適期が長いといったメリットがあるコンテナ苗については、生産・造林一貫作業を中心にこれまで使用を推進してきたところです。一方、コンテナ苗は裸苗より価格が高い現状にあることから、それぞれの事業地において、コンテナ苗のメリットとデメリットを踏まえながら、引き続き積極的に使用していく考えです。

(2) ・植付作業をした事業地の下刈作業の開始時期に関して、基本的に植付作業年度の次年度より開始としてほしい。

・夏季の熱中症対策や年間労働需要数の均衡化から、蒸せ枯れ等の心配が無い施業地においては積極的に秋・冬季下刈を導入して頂きたい。

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けた取組の一つとして、当局では、下刈の省力・削減の取組を行っています。下刈回数の削減に当たっては、植栽木と雑草木の競合状態等、現地の状況を適切に判断することとしており、植付実行年度に下刈を行うことはほとんどありませんが、下刈が必要となる場合も一部あることについて、ご理解ください。

また、当局では令和2年度より、労務負担の軽減、労働安全の確保、作業効率の向上等の観点から冬下刈（下刈時期の弾力化）の積極的な導入を進めています。今後とも、国有林での取組の成果を現地検討会や各種会議などの機会を通じ、関係行政機関を始め民有林関係者に普及する取り組みを継続していきます。

なお、令和4年度の当局管内の冬下刈面積は93haとなっており、全体の44%となっております。

(3) 生産事業の層積検知業務について、精度的にはどうなのか。層積検知を行った材積と木材市場で寸検した材積に差がある。(誤差が10%以上あったことも)

システム販売の一般材については、可能な場合は協定者の自動選別機による検知（寸検）を行っていますが、自動選別機が使用できない協定者の場合は、層積検知で対応しています。

層積検知については、該当する事業地において樹種及び長級ごとに5台分の実測検知を行い算出した係数に基づき、材積を求める方法であり、トラックへの積み込み状況や高さの計測により、多少の誤差（実測値より増えることもあれば減ることもある）が生じることをご理解願います。

(4) 立木販売の入札を行う際、周辺の土地情報（隣接の山林所有者や作業に関わりそうな土地の情報等）をもっと下調べをして頂きたい。

立木販売の実施に当たり、各署等において、材の搬出作業等に支障を及ぼす恐れのある周辺情報等の把握に努めているところです。

また、搬出条件については、収穫調査時に搬出に係る条件を整理し、地元説明を含め事業調整を行っています。

なお、収集した情報の中で特段の措置が必要と判断したものについては、特約事項として公売公告の中で明示することとしていますが、ご指摘のあった点については、改めて署等を指導して参ります。

(5) 素材生産について、落札後の事業実施にあたり、事業地に至る作業道を開設する場合、隣接所有者との交渉は事業者が行うこととなっている。事業実施に関する隣接所有者の同意については森林管理署で取ってもらえないか。

素材生産請負事業においては、森林管理署等が発注者となるため、事業地に至る森林作業道など、森林管理署等が想定した経路上に隣接者との交渉が必要となる箇所がある場合は、森林管理署等が対応しています。作業道の開設に限らず、事業実行上で隣接者の方との交渉が必要な場合は、森林管理署等へご相談願います。

なお、立木販売において、隣接する民有地を使用に関する地権者との交渉は、具体的な条件等当局が関与できない部分もあることから、当事者間で行っていただくこととしていることをご理解願います。

(6) 間伐事業で工期が長い場合、前払い・搬出材の出来高で部分払いを受けることは出来ないか。

素材生産事業の前金払については、国有林野事業製品生産事業請負契約約款（以下「約款」という。）第 35 条で前金払及び中間前金払について定めており、請負者は請負金額の 10 分の 4 以内の前払金を発注者に請求することができます。

なお、前払金を請求するためには、①約款第 35 条に定めるとおり、保証会社と保証契約が必要であり、②災害等により請負工事費が著しく減額になった場合には、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の 10 分の 5 を超えるときは、その超過額を返還していただくことになります。これらのこともご了解の上、前払金の請求をお願いします。

また、約款第 38 条により部分払いを月 1 回請求することができることとなっています。搬出材で数量が確定した部分の集造材や運搬等の請負代金を出来高として支払うことができますので、森林管理署等へご相談願います。

(7) ・今後複数年事業は増えるのか。
・生産事業で複数年や事業量を多く発注して頂きたい。

事業体の経営の安定化や労働条件の改善、雇用の安定に資するため、複数年（2～3年）契約の積極的な活用による事業発注に取り組んでまいります。（令和6年度は7署11箇所を実施予定）

(8) 副産物（末木枝条及び林業専用道支障木）は工事完了後に回収の入札が行われるが、システム販売と同様に工事・施業と同時の入札に変えることは出来ないか。

林業専用道の支障木については、材の搬出作業と工事を同時に行った場合、事業者間の調整が難しく、工事の進捗に支障が生じる恐れがあることから、工事の中で伐採、玉切り、集積を行い、工事完了後に副産物として販売していることをご理解願います。

末木枝条については、森林作業道周辺の安全な場所に集積することとしており、山元土場への搬出は行っていないため、施業と同時の販売は難しいと考えています。ただし、当該事業地の素材生産事業を請負っている事業者が末木枝条の販売を希望した場合には、請負契約と同時に末木枝条を販売することは可能です。なお、その場合の集積場所から工場までの搬出経費は事業者の負担となります。

(9) ・公告時期が概ね同時期、入札も同時期、工期も同時期となる契約が殆どだが、事業場所（積雪等を考慮）においては12月を1月又は2月に設定することは全体の事業発注の中で可能か。

・雪が比較的少ない事業地も多い事業地も同じような11月末・12月上旬期限の工期設定のため、リスクマネジメントを考慮すると応札できない事業が数多くあった。中国地方において雪が降らない地域は少数なので、雪の降る地域でもその降雪状況を比較反映して少しでも期限をずらした発注を願いたい。

公告時期については、早期発注することで事業者の皆様の年間事業計画が立てやすくなるとの観点から、概ね2月から3月にかけて公告が集中している状況にあります。一方、工期については、より柔軟に事業を実施できるよう、降雪前に作業を完了しなければならない等の理由がある場合を除き、可能な限り工期を長く設定するよう署等を指導して参ります。

(10) ・年度末・年度初め等の制約を緩和し、必要時に搬出・伐採が行え、固定された取り引き条件で無く変更等状況に応じて販売が出来る様、自由に開かれた生産事業・立木販売を目差してほしい。

・年度終わり、年度はじめにも立木販売公売の数量をある程度確保頂きたい。

国有林の生産事業においては、事業者の経営の安定化や労働条件の改善、雇用の安定に資するため、複数年契約（2～3年）の積極的な活用による事業発注に取り組んでいます。

また、立木販売については、最長3年間の搬出期間を定め、その期間内であれば買受者の判断により伐採・搬出時期を決めることができるようになっています。

(11) ・今年度は事業量を拡大いただき感謝する。令和6年度も事業量の拡大をお願いしたい。

事業の発注量につきましては、効率性を確保する観点から近接する国有林での同種事業を組み合わせるようにしています。一方、事業量が多いと受注を控えるとの声もあることから、これまでの地域の受注実績等を勘案し、事業者が受注しやすくなるよう事業箇所（エリア）の分散化や事業規模を検討したいと考えています。

(12) ・早期発注をお願いしたい。

- ・4月から作業が着工できるよう、入札等早期に公告を出してほしい。
- ・令和5年度は早期に発注して頂きとても助かった。今後もなるべく早期発注してもらえると予定が組み易く、入札参加し易くなるのでお願いしたい。

事業の発注時期につきましては、令和5年度の繰越予算や補正予算は3月中の契約締結に向けて取り組んでいます。また、令和6年度の経常予算につきましても、「令和6年度予算が成立し、予算事務手続が整ったことを条件」とした入札公告を行うことで、原則、4月中に入札が実施できるよう早期発注に取り組んでいます。(令和6年度の発注予定情報は、1月下旬から近畿中国森林管理局ホームページで随時公表しています。)

また、素材生産事業は複数年契約による事業発注にも取り組んでいますので、受注をご検討下さい。

(13) ・工期が年度末(2月末または3月初旬)である請負事業について、天候不良等により事業実施が遅れてくる状況に至った場合の措置として、繰り越し事業に移行されることは困難か。また、こういった事例はあるか。

- ・事業地によっては積雪が多い場所があり、積雪の中作業を行うと安全が担保できないと思うので、積雪による工期延長を検討して頂きたい。

天候不良等請負者の責めに帰すことのできない事由により事業に遅延が生じた場合、製品生産事業請負契約約款第22条第1項の規定により事業期間の延長を請求できることとされており、発注者が、必要があると認めるときは、年度内の範囲において事業期間の延長は可能です。

ただし、通常予測可能な範囲(例年並みの天候)であり、かつ、十分な事業期間が確保されているにもかかわらず、請負者の都合で事業着手が遅れたなどの場合は、延長理由として認められないこともあります。

なお、天候不良等による予算の繰越については、財務省との協議が必要であることから、困難であると考えています。

2. 林業成長産業化の支援のため、国有林野事業に期待・要望すること。

(※「新しい林業」の展開の推進に関する取組や木材産業が成長発展するため国有林に何を望むか等)

(1) 弊社の伐採計画地（民有林）に隣接して国有林（広葉樹）がある場合があり、一体的に伐採が出来れば効率が良い。国有林の広葉樹の伐採について検討して欲しい。

里山広葉樹資源の新たな活用方法とその後の天然更新手法を確立することによる里山の再生、里山ビジネスの創出、国産広葉樹利用の可能性を提示するため、広葉樹の伐採・更新を試験的に取り組んできたところであり、この試験的な取組は令和4年度をもって終了したところです。

なお、広葉樹の伐採については、その後の更新が課題であり、引き続き慎重な検討が必要だと考えています。

(2) ・国有林と民有林の林道・作業道の共有化を行い、拡張整備をし、円滑な大型車輛の搬入・往來を可能にし、作業効率の向上に繋げて欲しい。
・基幹作業道の開設の支援、民国連携の作業道の延長。
・官・民の境界を無くし、迅速に対応出来る様に官・民共有化を行ってほしい。

林道については、市町村等と併用林道協定を締結することで共有することは可能です。林道及び林業専用道の開設・既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ることとしています。

また、隣接する民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化が図られる区域については、民有林所有者と合意形成を図り森林共同施業団地の設定を推進しており、現在、管内の32カ所で設定しています。

森林共同施業団地では、民有林と国有林を効率的に結ぶ路網の整備、森林整備の発注時期や木材供給時期の調整などにより、より効率的な施業を行うとともに、低コストで効率的な森林施業技術や情報の交換が可能となります。

引き続き本事業等を活用して民国連携についてしっかりと対応して参ります。

(3) ・ドローンや下刈り機械（リモコン草刈機）等の導入への積極的なご理解をお願いしたい。
・ドローンの活用。

ドローンを活用した苗木等の運搬は、当局管内でも、すでいくつかの事業地で行われていますが、運搬をドローンに限定する指定はしていないところです。下刈り機械（リモコン草刈機）については、北海道局において導入されているところですが、急傾斜な事業地もある当局管内において、導入が可能かどうかは、慎重に検討して参ります。

(4) 効率的な作業システムの構築と同じように産業を担う人材の拡充が成長発展には不可欠であるため、労働安全を踏まえた実際の工期必要員数に配慮した積算となるよう期待する。

各種作業に係る人頭数及び工期については、当局で行った工期調査を基に定めた基準により積算しており、労働安全にも配慮したものとなっていると考えています。

(5) フォレストサーベイでの講習の種類拡大をお願いしたい。

フォレストサーベイが実施している育成研修については、林野庁が委託している事業であり、その拡充等について当局には権限がないことをご理解願います。

なお、林業事業者等から研修項目の拡充についての要望があったことについては、林野庁に伝えたいと考えています。

(6) 昔の山番のような森林管理を検討して頂きたい。

特別会計（営林署）時代をイメージされた質問であるのではと推察するところですが、こと現場の森林を管理する責任者としての森林官の配置については、一般会計となった現在も変わらない状況です。一般会計となる際、現場職員である基幹作業職員制度については廃止となり、それに代わる体制として、現場における森林官の補助的業務については、都度、現場非常勤職員を雇用して対応しているところです。

なお、事業者の皆様にも、森林整備等の事業発注にてご尽力を賜りつつ、適正な森林管理となる旨努めているところです。引き続き、地元森林管理署に対するご支援、忌憚のないご意見を賜れば幸いと存じます。よろしく申し上げます。

3. その他

(1) 造林事業の人力への負担減は今後さらに重要になると思う。

下刈等の造林事業については、新たに林業に就業した若者が重筋労働への不満などから、離職する実情も一部にみられます。

このことから、機械化と作業効率の向上を図り、造林事業の重筋労働の軽減が課題となっています。

当局では、造林事業の省力化に向けて、下刈作業の労務負担低減のために、冬下刈（下刈時期の弾力化）の拡大に取り組むほか、コンテナ苗の使用推進、生産・造林一括発注に取り組んでいます。

(2) 区域確認のため、実行実施において事業対象林小班の座標データの提供をお願いしたい。

小班単位の座標データを整理していないため、事業対象小班の座標データを提供することは困難であることをご理解願います。

(3) ・実態に応じた価格決定。不落物件が多すぎる。

・弊社は架線集材方式によって集材しており、重機道の開設が無いので山肌を傷めることが少なく、伐採後の造林面積も広く確保できる等の利点がある。これらの点を評価して数値に反映もらえないか。

立木販売の価格につきましては、林地保全に配慮した搬出方法になるよう、現地の地形や地質、林地傾斜、搬出条件等を精査し、最適な作業システムを採用することとしており、適正な予定価格の積算について、引き続き署等を指導してまいります。

また、立木販売の落札率向上に向けて、引き続き搬出条件の改善（中間土場の整備、地元調整等）や地域の需要動向を考慮した立木販売箇所の選定、公告時期の決定などに引き続き取り組んでまいります。

(4) 森林官・管理担当に倫理等の再教育をお願いしたい。

職員には、国家公務員倫理週間や会議、研修等の際に、国民の疑惑や不信を招くことがないように、国家公務員倫理法等の遵守を指導しております。引き続き、指導して参ります。